

つるみくせいぶ
鶴見区西部



ちいきほうかつしえんせんたー
地域包括支援センター

せいぶ耳寄り情報

Vol.96

■成年後見制度を上手に使おう②

成年後見制度を利用すると…

成年後見制度を利用すると、あなたが自分でできることに応じて、家庭裁判所が

成年後見人 (いろんなことを決めるお手伝いや、お金の管理をしてくれます)

保佐人 (大事なことはお手伝いしてくれます)

補助人 (いざという時は手伝ってくれます)



のうち、だれかを決めます。

その人が、あなたのこれからの生活、そしてお金のことを手伝えます。

あなたの意見や気持ちを聞いて、手伝ってくれます。



成年後見人などが求めれば、手伝いに見合ったお金を支払うことになります。

金額はあなたの財産などに合わせて、家庭裁判所が決めます。

利用することが決まると、やむを得ない事情がなければ、ずっと、手伝ってもらえます。

掃除、買い物や、洗濯などを直接手伝うことは、できません。



成年後見人などは、財産管理などの活動状況を、家庭裁判所に定期的に報告します。家庭裁判所は、成年後見人などがきちんと活動しているかどうかをチェック(監督)します。



うらめん裏面へつづく

成年後見制度の手続き

もうした

① 申立て

かていさいばんしょ もうした もうした
家庭裁判所へ申立てをします。申立てに
ひつよう しょりい あんない おおさかかていさいばんしょ
必要な書類のご案内は、大阪家庭裁判所
こうけんせんたー
後見センターの
ほーむペーじ
ホームページにあります。

もうした ひと
〈申立てできる人〉

つま おっと こ
あなた・妻・夫・子

しちょうそんちょう
きょうだい・市町村長など



あなたを 支援してくれる人

ひと
に書いてもらうと 良いで
しょう。

ようい
用意するもの

もうしたてしょ
●申立書

ほんにんじょうほう しーと
●本人情報シート

もうしたてすうりょう
●申立手数料

しゅううにゅういんし
(収入印紙800~2400円分)

とうきしょくたくてすうりょう
●登記嘱託手数料

しゅううにゅういんし
(収入印紙2600円分)

ゆうびんきって
●郵便切手 (3000~5000円分)

こせきとうほん
●戸籍謄本など

② 審理

かていさいばんしょ はなし き
家庭裁判所が、あなたから、話を聞いた
いしゃ いけん かんてい もと
り、お医者さんに 意見(鑑定)を求めたりします。場合によっては、鑑定を しないこともあります。
かんてい
もし 鑑定をする 場合は、費用が かかります。



③ 審判

かていさいばんしょ せいど りょう
家庭裁判所が、制度を 利用できるかどうかや、手伝ってくれる人(成年後見人・
ほさんん ほじよん き
保佐人・補助人のうちだれか)を決めて、あなたに 伝えます。
せいねんこうけんにん
成年後見人などは、家庭裁判所が 認めれば、あなたの 家族や 知り合いの人には
ねが ばあい
お願いできる 場合もあります。



④ お手伝い

ふくしき 一 びす けいやく
いろいろな福祉サービスなどの契約をして、安心して生活するため
てつだ
の、手伝いをしてくれます。

おおさかふしやかいふくしきようぎ かいちいいき ふくしほんりょうごすいしんしつ
※大阪府社会福祉協議会地域福祉部権利擁護推進室「あいあいねっと」成年後見制度パンフレット引用

相談窓口

鶴見区西部地域包括支援センター

☎ 06-6913-7878

大阪弁護士会「ひまわり」

☎ 06-6364-1251

リーガルサポートおおさか(司法書士)

☎ 06-4790-5656

相談センター「ぱあとなあ」(社会福祉士)

☎ 06-4304-2772

大阪府社会福祉協議会「あいあいねっと」

☎ 06-6191-9500